

国有財産の一般競争入札案内書

【耕作又は養畜の事業に供する売払い】

(令和8年10月26日開札)

農 林 水 産 省

※本案内書は、入札の際にご持参願います。

目次

P 1 ～ 5	入札案内書
P 6 ～ 8	国有財産売払公示書
P 9 ～11	入札要領
P12	暴力団排除に関する誓約事項
P13～15	予算決算及び会計令、国有財産法等
P16～20	国有財産売買契約書
P21	国有財産売払一般競争入札参加申込書
P22～32	国有農地等の売払いの相手方要件を満たす者であることの確認資料
P33	委任状
P34	入札書
P35	入札書封筒の記載例
P36	物件調書

国有財産の一般競争入札案内書

下記国有財産を一般競争入札により、耕作又は養畜の事業に供する売払いを行います。

1 入札物件

物件 番号	財産 区分	所 在	登記簿 地目	現況 地目	登記簿面積 (㎡)
1	土地	北海道滝川市花月町二丁目78番1	畑	畑	116
		〃 79番1	田	畑	2,451
		〃 80番1	田	畑	734
		合計			3,301

- (注) 1 土地の評価は現況地目の畑で行い、面積は登記簿のとおりとする。
2 土地は、現況での売払いとする。

2 入札参加者に必要な資格及び入札の参加方法

(1) 入札参加者に必要な資格

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可を受けられる者であつて、次のいずれにも該当しない者であれば、どなたでも参加できます。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者（売買等の契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、契約の履行に関して不正の行為をした者等）
- ② 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者（国有財産に関する事務に従事する職員）
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(注) 予算決算及び会計令、国有財産法等については、13～15ページを参照してください。

(2) 入札の参加方法

- ① 入札の参加に当たっては、「国有財産売払公示書」（6～8ページ）、「入札要領」（9～11ページ）及び「国有財産売買契約書」（16～20ページ）を十分お読みの上、参加してください。

- ② 入札に参加を希望する者は、令和8年9月14日（月）17時（必着）までに「国有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）」を農林水産省大臣官房予算課調達班（〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1）に、郵送又は持参の方法で提出してください。

問合せ先（TEL）：03-3591-6753

- ③ 入札参加申込書には、官公署（市区町村、都道府県など）が発行した申込者ご本人の顔写真がある身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写しを添付してください。
- ④ 申込者が法人の場合は、代表役員氏名、事業内容及び代表者に制限のないことが確認できる現在事項一部証明書（法人登記簿抄本）を添付してください。
- ⑤ 入札参加申込書には、国有農地等の売払いの相手方要件を満たす者であることの確認資料（22～32ページ）を必ず添付してください。
- ⑥ 入札参加希望者は、暴力団排除に関する誓約事項（12ページ）について、入札参加申込書を提出する前に必ず確認し、入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。
- ⑦ 入札参加希望者は、入札参加申込書を入札期日の前日から40日前までに提出してください。

入札参加希望者から提出された入札参加申込書について、入札参加資格の有無の事前審査を行い、入札参加資格のない者と認められた場合には、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨の通知を行います。

3 入札及び開札の日時及び場所

（1）入札の日時及び場所

日 時 令和8年10月26日（月）11時から

場 所 北海道滝川市大町1-2-15

滝川市役所3階 301・302会議室

（注）入札日の受付等は、入札の30分前から行います。

なお、入札開始時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

（2）開札の日時及び場所

入札締切後、直ちに開札します。

（3）落札者の決定方法

開札の結果、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

4 入札日の持参品等

（1）委任状（本案内書33ページ目に添付のものを使用してください。）

代理の方が入札に参加される場合には、代理人の資格を示す委任状、官公署（市区町村、都道府県など）が発行した代理人の顔写真がある身分証明書（運転免

許証、マイナンバーカードなど）の写しを提出してください。

なお、入札参加申込書の申込人であるご本人（共有とされる場合は共有者全員）が入札に参加される場合は不要です。

（２）身分証明書

運転免許証、マイナンバーカードなどの身分証明書を持参してください。

ただし、代理人が入札する場合は、ご本人（委任者）の身分証明書は必要ありませんが、代理人本人の身分証明書を持参してください。

（３）印鑑

入札参加申込書に押印した印鑑を持参してください。

ただし、代理人が入札する場合は、ご本人（委任者）の印鑑は必要ありません。

（４）入札保証金

入札当日、入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付が必要です。

（注）ア 入札保証金は、現金により納付していただきます。

イ 落札者の入札保証金は、国有財産売買契約書（16ページ）が提出されるまで還付しませんが、落札されなかった方の入札保証金は入札終了後、保証金を納付したとき発行した受領証書と引換えに速やかに還付します。

（５）収入印紙

入札保証金を還付するときその受領証書に貼付していただきますので、200円の収入印紙をご用意ください。

ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しないものの場合は必要ありません。

（６）筆記用具

黒のボールペン又は万年筆

（７）その他

① 入札書

本案内書34ページの入札書をご使用ください。なお、入札当日、入札場所において予備を準備しておきますので、必要に応じてお申し付けください。

② 入札書封筒

入札書は、封書にする必要があります。封筒は、本案内書の35ページを参考にしてください。なお、入札当日、入札場所において予備を準備しておきますので、必要に応じてお申し付けください。

5 契約の締結及び売払対価の納入等

（１）落札者は、落札後、落札金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する契約保証金の納付が必要です。

（注）契約保証金は、現金により納付してください。ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金に充当することが

できます。

(2) 落札者が、落札後、30日以内に国有財産売買契約書を契約担当官に提出しないときは、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意ください。

(3) 落札者の契約保証金は、落札者から国有財産売買契約書が提出され、後日、国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定の期日（契約日から20日以内）までに売払対価が納入された場合に還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき契約保証金を売払対価に充当することができます。

(4) 国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定の期日（契約日から20日以内）までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意ください。

(注) 売払対価の分割納入はできません。

(5) 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」等を農林水産省のホームページにおいて公表します。

また、契約を締結した場合には、上記の記載事項に加え「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（地下埋設等を減価要因とした場合にはその旨記載）」等を農林水産省のホームページにおいて公表します。

これらの公表への同意が契約締結の要件となります。

6 所有権の移転等

(1) 売払対価を納付したときに所有権の移転があったものとし、売払物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権の移転登記は、売払物件の引き渡し後、国が行います。

(3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

(参考) 登録免許税額

$\text{課税価格} \times \frac{1}{1,000} \text{分の} 15$

(注) 課税価格とは、固定資産課税台帳価格（入札物件の近傍宅地の固定資産課税台帳価格に比準して算定）

7 不調・不落物件に係る先着による売払い

入札において応札者がなかった又は再度入札をしても落札されなかった物件については、原則として、後日「すぐに購入できる物件」として、先着による売払いを実施します。

買受けに当たっては、入札の際の条件が適用されます。

8 問い合わせ先

(1) 入札方法及び手続に関する事
農林水産省大臣官房予算課調達班
(TEL : 03-3591-6753)

(2) 入札に関する資料等の配布及び物件の詳細に関する事
農林水産省経営局農地政策課財産処分促進班
(TEL : 03-3502-6445)

国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札により、農業利用を目的とした売払いをします。

1 売払物件

物件 番号	財産 区分	所 在	登記簿 地目	現況 地目	登記簿面積 (㎡)
1	土地	北海道滝川市花月町二丁目78番 1	畑	畑	116
		〃 79番 1	田	畑	2,451
		〃 80番 1	田	畑	734
		合計			3,301

(注) ①土地の評価は現況地目の畑で行い、面積は登記簿のとおりとする。
②土地は現況での売払いとする。

2 入札参加者に必要な資格

農地法第3条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加する者は、4の(1)の①の提出期限までに同②の提出場所に「国有財産売払一般競争入札参加申込書」を提出すること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者(売買等の契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、契約の履行に関して不正の行為をした者等)
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 入札要領及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

- (1) 農林水産省(大臣官房予算課調達班)
東京都千代田区霞が関1-2-1
- (2) 滝川市農業委員会事務局
北海道滝川市大町1丁目2番15号

4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所
 - ① 提出期限 令和8年9月14日(月)17時まで
 - ② 提出場所 〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省大臣官房予算課調達班

(注) 事前審査の結果、入札参加資格がない者と認められた場合には、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨の通知を行う。

- (2) 入札及び開札の日時、場所
 - ① 入札 令和8年10月26日(月)11時
 - ② 開札 入札締切後直ちに開札
 - ③ 場所 北海道滝川市大町1丁目2番15号

5 入札保証金

入札に参加する者は、入札開始前に入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)に相当する金額を現金により納付すること。

入札後、落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した際に発行した受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

また、入札保証金を還付するときその受領書に貼付するため、200円の収入印紙を用意すること。ただし、印紙税法上の非課税法人または個人で営業に関しないものの場合は不要。

6 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

7 契約保証金

落札者は、落札後直ちに契約保証金として落札金額の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する金額を現金により納付すること。ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に当てることができる。

8 契約不履行

落札者が落札後、30日以内に国有財産売買契約書を農林水産省大臣官房参事官(経理)に提出しないときは、その落札は無効となり、5の入札保証金は国庫に帰属する。

9 契約書の作成の要否及び代金支払い方法

契約書の作成を要し、代金は歳入徴収官が発行する納入告知書により納付する。

10 その他必要事項

(1) 代理人をもって入札をしようとする場合は、代理人の資格を示す委任状を提出すること。

(2) 入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産売買契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

(3) 問合せ先は次のとおり

① 入札の方法及び手続きに関すること

農林水産省大臣官房予算課調達班 (TEL03-3591-6753)

② 入札に関する資料の配付及び物件の詳細に関すること

農林水産省経営局農地政策課財産処分促進班 (TEL03-3502-6445)

11 携行すべきもの

入札者の登録印鑑(代理人をもって入札しようとする場合は、代理人の登録印鑑)

12 契約内容等の公表

入札による契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」等を農林水産省ホームページで公表することに対する同意を契約締結の要件とする。

以上公示する。

令和8年8月14日

契約担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 須田 互

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書、本要領及び現物等を熟知の上、入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所(以下「指定する期限等」という。)に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出し、入札書には代理人の表示をして下さい。

第5条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時までに提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を現金により納付しなければなりません。

第7条 入札書には、入札者の住所氏名を記入するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入して下さい。

第8条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第9条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1参照)について入札前に確認しなければならず、入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 8 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 9 一人で2通以上の入札をしたもの
- 10 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定並びに国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条の規定に該当する者が入札したもの(予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条、国有財産法第 16 条については別紙2参照)
- 11 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 12 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 13 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第 11 条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には、国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申立てることはできません。

第 12 条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。この場合、第1回目の最高の入札価格を下回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失います。第3回目以降に行う入札についても、上記を準用して行います。ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には、入札を止めることがあります。この場合、異議を申し立てることはできません。

第 13 条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

第 14 条 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)が落札者となった場合で、外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)第 11 条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第 15 条 入札保証金は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落札者の入札保証金は、契約締結後に所定の手続により還付します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合は、入札保証金を還付します。

第 16 条 落札者が落札後国有財産売買契約書を契約担当官に提出しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第 17 条 落札者は、契約締結しようとするときには、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上(円未満切上)に相当する金額を現金により納付しなければなりません。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い出すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができます。

第 18 条 落札者が落札後直ちに契約保証金を納付しない場合、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第 19 条 落札者の契約保証金は、国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日までに売払対価が納付された後に所定の手続により還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

第 20 条 国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日までに売払対価が納付されないときは、契約保証金は国庫に帰属することとなります。

第 21 条 入札をした者は、入札後において、国有財産売払公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第 22 条 開札後速やかに「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」等を農林水産省ホームページにおいて公表します。

2 契約を締結した場合には、前項の記載事項に加え「契約日」、「契約金額」、「契約の相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因(建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載)」等を農林水産省のホームページにおいて公表します。

3 前2項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第 23 条 本要領に定めない事項は、全て会計法規の定めるところによって処理します。

暴力団排除に関する誓約事項

私、(団体である場合は当団体)は、下記 1 から 3 までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

※入札参加申込書の提出をもって、この誓約事項に同意したものとします。

○ 予 算 決 算 及 び 会 計 令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法 (抄)

(職員の行為の制限)

第 16 条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

○外国為替及び外国貿易法（抄）

（定義）

第6条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権がある与否にかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
- 六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

○外国為替令（抄）

（資本取引の制限の範囲等）

- 第 11 条の 3 財務大臣は、法第二十二條第一項の規定に基づき、法第二十一條第一項の規定により許可を受ける義務が課された資本取引を当該許可を受けないで行つた者に対し、資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、その者に対する通知により、その禁止をする資本取引又はその許可を受けなければならない資本取引を指定してするものとする。
- 2 前項の規定によりその行う資本取引について許可を受ける義務を課された者は、同項の通知により許可を受けなければならないものとして指定された資本取引を行おうとするときは、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 財務大臣は、第一項の規定により、資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課した場合において、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課する必要がなくなつたと認めるときは、その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した者に対する通知により、速やかにその禁止又はその課した義務を解除しなければならない。
- 4 財務大臣は、第一項の規定による通知をすべき者の住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地が確知できないときは、同項の規定による通知に代えて、告示により、資本取引を行うことについて、その全部若しくは一部を禁止し、又は許可を受ける義務を課する者を明らかにした上で、その禁止をし、又は許可を受けなければならない資本取引を指定することができる。この場合において、財務大臣が当該告示を行つたときにおける前二項の規定の適用については、第二項中「前項」とあるのは「前項及び第四項」と、「通知」とあるのは「告示」と、前項中「第一項」とあるのは「第一項及び次項」と、「その禁止をし、又は許可を受ける義務を課した者に対する通知」とあるのは「告示」と読み替えるものとする。

国有財産売買契約書

売出人 契約担当官 農林水産省大臣官房参事官（経理） 須田 互（以下「甲」という。）
と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買
契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

物件 番号	財産 区分	所 在	登記簿 地目	現況 地目	登記簿面積 (㎡)
1	土地	北海道滝川市花月町二丁目78番1	畑	畑	116
		〃 79番1	田	畑	2,451
		〃 80番1	田	畑	734
		合計			3,301

2 前項に定める数量をもって、乙は、契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならぬ。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金を、別途、歳入徴収官農林水産省経営局長の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書を、農林水産省経営局長に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第8条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(2) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(3) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(4) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合の存在を理由として、乙は、甲に対して、修補請求又は代金の減額請求をすることはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等への使用の禁止)

第 11 条 乙は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第 12 条 甲は、乙の第 10 条及び第 11 条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく、第 1 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 13 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならないこと。

(1) 第 12 条に定める義務に違反したときは金 円 (1 割)

(2) 第 10 条及び第 11 条に定める義務に違反したときは金 円 (3 割)

2 前項の違約金は第 20 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 17 条 乙は、第 15 条各号及び第 16 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(返還金等)

第 18 条 甲は、第 14 条から第 16 条までに定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 14 条から第 16 条までの規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 20 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

2 甲は、第 15 条及び第 16 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

3 乙は、甲が第 15 条及び第 16 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金の相殺)

第 21 条 甲は、第 18 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 22 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容等の公表)

第 23 条 乙は、契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、

「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに同意するものとする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

第 24 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第 25 条 本契約に関する訴えの管轄は、農林水産省経営局所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売払人	国	
	契約担当官	農林水産省大臣官房参事官（経理） 須田 互 印

買受人	住 所	
	氏 名	印

（記載要領）

1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

国有財産売払一般競争入札参加申込書

年 月 日

契約担当官 殿

住 所
名 称
役職・氏名
電 話

下記の国有財産の売払いのための一般競争入札に参加したいので、別添書類を添えて申し込みます。

記

物件 番号	所 在・地 番	現況地目	数量 (㎡)
1	北海道滝川市花月町二丁目78番 1	畑	116
	〃 79番 1		2,451
	〃 80番 1		734
	合計		3,301

(留意事項)

- 1 申込者が代理人の場合は、委任者の委任状を必ず添付してください。
- 2 耕作又は養畜の事業に供する売払いの場合は、次に定める書類を添付してください。
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している所有地、借入地、所有採草放牧地及び借入採草放牧地の面積並びに労働力及び機械装備の状況を記載した書面(「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知)別紙1の様式例第1号の1の別添・別紙など)
 - (2) 申込者が団体であるときは、定款、寄附行為、規約並びに申込みに係る土地等につき耕作又は養畜の業務に従事すべき団体員の数及び管理方法
- 3 申込者は、暴力団排除に関する誓約事項を入札前に必ず確認してください。

国有農地等の売払いの相手方要件を満たす者であることの確認資料

I 一般申請記載事項

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1－1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農 地 面 積 (㎡)			採草放牧地面積	
			田	畑	樹園地	(㎡)
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

所有地以外の土地		農 地 面 積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
非耕作地						

- （記載要領）
- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（㎡）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1－2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物						
権利取得後の面積(m ²)						

(2) 大農機具又は家畜

種 類						
数 量						
所 有 確保しているもの						
リース						
所 有 導入予定のもの						
リース (資金繰りについて)						

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。
「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年、その他（ ）

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力（人）	現在：（農作業経験の状況： ）
	増員予定：（農作業経験の状況： ）
③ 臨時雇用労働力 （年間延人数）	現在：（農作業経験の状況： ）
	増員予定：（農作業経験の状況： ）

④ 配置の状況（所有者又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ記載（市町村別の状況を記載）してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。）なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

km、 h

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係>（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙2に記載し、添付してください。）

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

<農地法第3条第2項第4号関係>（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第6号関係>

5 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

6 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

7 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 か月（直近の実績）

年 か月（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

8 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

☐ その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

☐ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う
農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合、Ⅰの1-2（効率要件）及び2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

☐ 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研修機構がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- ☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- ☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- ☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- ☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙１）

1 農地法その他の農業に関する法令

（１）農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第４条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第５条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無

（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の２（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の３（監督処分）	有 ・ 無

（３）種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

（４）農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後３年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

違反の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

（記載要領）

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。
- 2 1の（１）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。
- 3 1の（１）②及び③については、農地法第51条第１項第２号から第４号に該当する者も含めて記載してください。
- 4 1の（１）及び3については、許可申請日から起算して過去３年分の状況等を記載してください。なお、1の（１）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。
- 5 1の（２）、（３）及び（４）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙２）

<農地法第２条第３項第１号関係>

１－１ 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

１－２ 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない 事業
３年前(実績)		
２年前(実績)		
１年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
２年目(見込み)		
３年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
				株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積（㎡）		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
						権利の種類	面積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(記載要領)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること
等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による
電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「1－1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「1－2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「2(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともにその承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。

6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください、（ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。

法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

委任状

代理人 住 所：

氏 名：

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和8年10月26日

2 入札物件

物件 番号	財産 区分	所在・地番	現況 地目	面積 (㎡)
1	土地	北海道滝川市花月町二丁目78番1		116
		〃 79番1	畑	2,451
		〃 80番1		734
		合計		3,301

3 一般競争に関する一切の件

年 月 日

住 所：

氏 名：

印鑑証明印



契約担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 須田 互 殿

（注）委任状には、委任者の印鑑証明書を必ず添付すること。

入 札 書

年 月 日

契約担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 須田 亙 殿

（入 札 者）

住 所

氏 名

電話番号

（代 理 人）

住 所

氏 名

電話番号

ただし、国有財産売払（物件番号1）北海道滝川市花月2丁目78番1 外2筆
に所在する土地の代金

上記のとおり入札要領、国有財産売払公示書及び国有財産売買契約書（案）を承
知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 2 物件番号には、国有財産売払公示書の物件番号を記載してください。
- 3 代理人によって入札するときは、入札者本人の住所、氏名のほか、代理人の
住所、氏名、電話番号を記載してください。
- 4 金額は円単位とし、算用数字（アラビア数字）で記入してください。入札金
額の訂正は、入札の無効となりますので、入札金額を書き損じたときは、新た
な用紙に書き直してください。
- 5 一度提出した入札書の変更または取消しはできません。

入札書封筒の記載例

表

入札書	契約担当官 農林水産省大臣官房参事官（経理） 須田 亘 殿	件名 国有財産売却（物件番号1） 北海道滝川市花月町二丁目七八番一 外二筆に所在する土地 三, 三〇一平方メートル
------------	--	--

裏

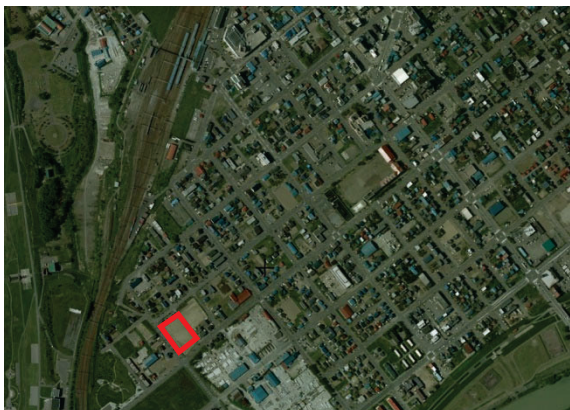
本人又は 代理人印	
入札者 住所 氏名 〇〇市〇〇町〇番地	代理人 住所 氏名 〇〇〇〇〇
本人又は 代理人印	
本人又は 代理人印	

（注）入札書を入れてのりづけをしてください。

物件調書【物件番号 1】

① 土地の所在	北海道滝川市花月町二丁目 ①78 番 1、②79 番 1、③80 番 1		
② 登記簿地目	①畑 ②③田	③ 地積	①116 m ²
	現況地目	①②③畑	②2,451 m ² 、③734 m ²
④ 農振法の地域区分	☐ 農用地区域内 ☐ 農用地区域外 ☒ 農振地域外		
⑤ 都計法の区分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☒ 非線引き都市計画区域の「用途地域」 ☐ 都市計画区域外 ☐ その他区域		
⑥ 地域計画	☐ 策定済（ 年 月） ☒ 未策定 ☐ 策定予定		
⑦ 境界確定	☒ 済 ☐ 未済		
⑧ 地積測量	☒ 済 ☐ 未済		
⑨ 位置、周囲の状況	・ JR 函館本線・滝川駅の南、直線で 600m に位置しており、周囲を住宅地に囲まれた場所に位置している。		
⑩ 接面道路、土地の形状	・ 土地はほぼ長方形の形状、地勢は平坦である。 ・ 北側と南側に住宅、東側と西側は接道している。		
⑪ 営農条件 (日照、通風等)	・ 日照、通風は良好。 ・ 基盤整備は未実施。		
⑫ 位置情報 (Google Map より引用)	https://maps.app.goo.gl/y4RpQHBJZYWSYDCD6		
⑬ 問い合わせ先	農林水産省経営局農地政策課 (03-3502-8111 (内線: 5172))		
⑭ 備考			

○現地写真（令和 6 年 7 月現在）



（出典）国土地理院撮影(2007 年)の空中写真を加工して作成）



（出典）2024 年 7 月時点（農林水産省撮影）